

里庄町立里庄西小学校 いじめ問題対策基本方針

改訂 令和7 年6月

いじめに関する現状と課題

・いじめは、特定の人間関係の中でのトラブルや、不適切なコミュニケーションにより相手の気持ちを傷つけることがきっかけとなる場合が多い。教職員は情報を共有しチームを組んで対処する習慣が定着しているが、未然防止・早期発見の段階でより敏感に組織的に対応し、教職員と児童、保護者、地域がいっしょになっていじめの起きない学校風土づくりを進めることがより一層必要である。

・いじめは、大人の気づきにくい場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめかどうか判断しにくいという課題がある。ささいな兆候や情報であっても教職員間で情報を共有し、いじめを積極的に認知し、解決を図り、児童の健全な成長につなげていく体制づくりが一層必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、どの子にも起こりうる身近な問題で、いじめられた児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であるという認識に立ち、互いに認め合い、支え合い、高め合う関係を築くことができるよう、いじめの起きない風土づくりに努める。

・防止対策は、全ての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめによる心身への影響や児童のいじめに対する理解を深めることをめざす。

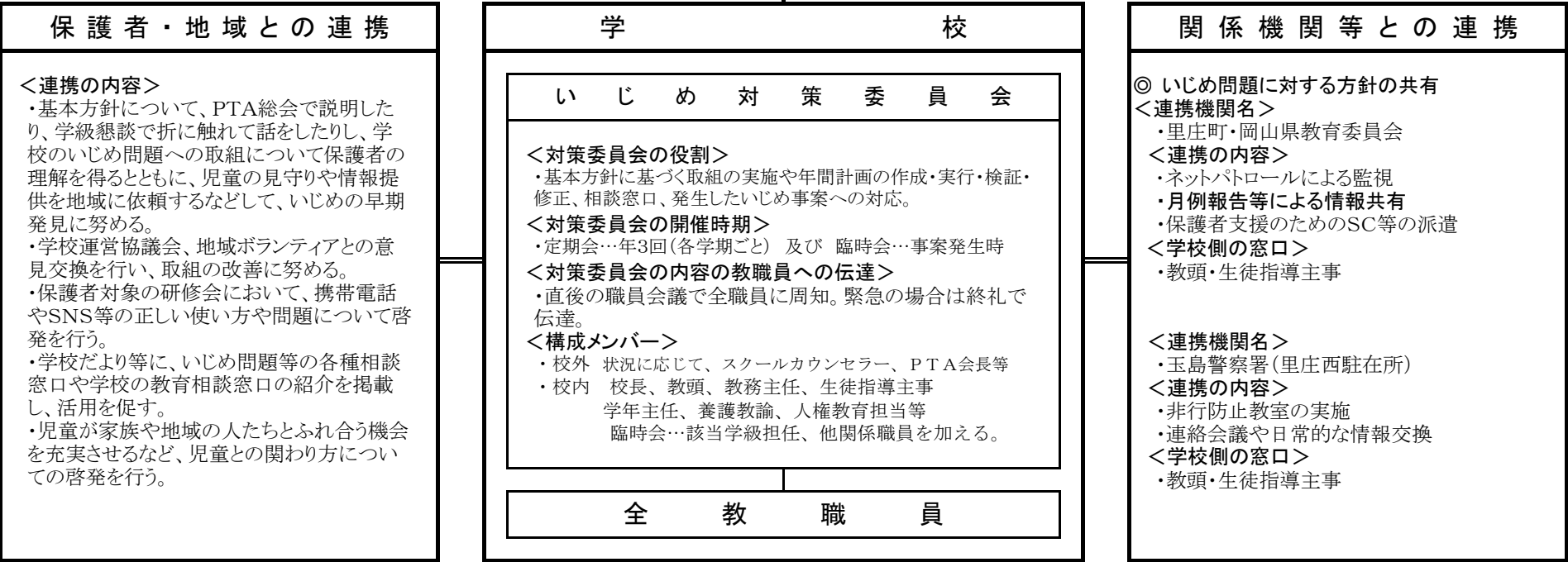
・いじめ問題は、学校、保護者、地域が信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組むことで解決できる問題であるとする。

＜重点となる取組＞

・いじめの未然防止 …教職員の共通理解と実践力の向上、児童のコミュニケーション能力の育成、校内権週間、保護者への啓発、情報モラルの学習

・早期発見 …終礼の情報交換、こまったことアンケート、hyper-QU、教育相談、カウンセリング、SNS等への対処

・いじめへの対処…速やかな情報収集、対策委員会を核としたチームでの対処、いじめられた側への支援といじめた側への指導、保護者への連絡と連携、事後の継続的指導、再発防止



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの未然防止	(教職員の指導力の向上) ・対策委員会、職員会議、生徒指導部会、終礼などで、基本方針の考え方と実際の運用方法について共通理解を図り、いじめについての問題意識を高める。 ・校内夏季研修会等での事例研究を通して、いじめの未然防止・早期発見・対処についての実践的な指導力の向上を図る。 ・いじめの未然防止に向けて、日頃から生活規律や学習規律の指導力の向上を図り、児童の適切なコミュニケーション能力を育む。 (児童の人権意識、自己指導能力の育成) ・いじめアンケート(各月)の実施や校内人権週間(11月)の活動を充実させ、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に取り組むことができるように支援する。また、参観日等での保護者への啓発を通して、家庭においても児童の人権意識、規範意識の育成が図られるようにする。 ・警察と連携し非行防止教室を実施することで、善悪を判断する力を育てる。 (互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり) ・毎月の縦割り班(ファミリー)での活動や校内人権週間でのなかよし集会やなかよし遊び、栽培活動等を通して、子どもたちが互いに認め合い、高め合う関係を築く。 (ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成) ・全学年で情報モラルについての学習に取り組むよう、総合的な学習の時間等の年間計画に位置付ける。 ・総合的な学習の時間や外部機関による携帯安全教室を利用して、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるために情報モラルについて学習する。
② 早期発見	(教職員による観察や情報交換) ・終礼や教職員同士の日常的な会話などを通して、ささいな兆候や情報であっても教職員間で共有することで、早期発見に努める。 (定期的なアンケート調査等の実施) ・いじめアンケートや教育相談前のアンケート、hyper-QU(学級内の人間関係調査)を生かし、計画的にいじめの早期発見を図る。 (校内の教育相談体制の活用) ・教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、いじめを相談しやすい信頼関係づくりを心がける。 ・児童、保護者などを対象とするカウンセリングについて一層周知をしていく。 (SNS等の利用実態の把握と指導) ・携帯安全教室の実施、定期的にSNS等の問題のある利用実態を把握するとともに、関係機関の実態調査等を基に削除要請等の適切な指導に努める。
③ いじめへの対処	(いじめの発見や相談を受けたときの対応) ・いじめの訴えを受けたり可能性が疑われたりするときには、速やかに情報収集し、管理職、生徒指導主事、学年主任を交えたチームでいじめの事実の有無の確認を行う。 (教職員の組織的な対応と関係機関との連携) ・対策委員会を核として、複数の教職員により丁寧な事実関係の把握を行う。得られた情報は複数で判断しながら、状況に応じてSC等の専門家や関係機関と連携し、いじめへの組織的な対応を行う。 (いじめられた児童とその保護者への支援) ・いじめられた児童を徹底的に守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行い、安心して学校生活が送れるよう、いじめが解消するまで支援を継続する。 (いじめた児童への指導とその保護者への助言) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら児童が抱える問題等を解消し、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (いじめ解消後の継続的な指導) ・いじめを一過性の問題と考えず、複数の教職員で観察したり保護者の協力を得たりしながら継続的に指導する。 (他の児童生徒へのはたらきかけ) ・いじめは、当事者だけの問題ではなく背景となった集団全体の問題と考え、話し合いを通して「いじめを決して許さない」という毅然とした姿勢を示すとともに、互いを尊重し認め合う人間関係の構築に努め、再発を防止する。